

議案第44号

四條畷市清滝防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり四條畷市清滝防災拠点施設の設置及び管理に関する条例を新たに制定することにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月18日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

提案理由

清滝ごみ焼却施設の跡地を適切に管理するとともに、防災の拠点として活用し、市の円滑な災害対応を行うため、清滝ごみ焼却施設の跡地に防災拠点施設を設置するため、本案を提案した。

四條畷市清滝防災拠点施設の設置及び管理に関する条例

(設置目的)

第1条 清滝ごみ焼却施設の跡地を適切に管理するとともに、防災の拠点として、市の円滑な災害対応を行うため、清滝ごみ焼却施設の跡地に防災拠点施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 設置する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 四條畷市清滝防災拠点施設（以下「施設」という。）

(2) 位置 四條畷市大字清瀧1051番地他

(運用)

第3条 施設の運用は、自然災害への対応、緊急医療への対応、消防活動（以下「災害等対応」という。）及び災害等対応を円滑に遂行するための訓練に使用する。

2 ヘリの離発着にあたっては、災害等が発生した時のみとする。

3 施設の使用料は、無料とする。

(管理)

第4条 施設は、四條畷市長が管理し、その使用にあたっては市長の許可を必要とする。

(目的外使用の禁止)

第5条 施設は、第3条以外の使用を禁止するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。